

方向性 1 行政データの積極的な活用

【行政データの積極的な活用を行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等の責務にできないか】

現状：現行の責務に関する規定は、①行政機関等（行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等）が基本理念にのっとり公的統計を作成する責務、②行政機関等が公的統計の作成に当たって広く協力を得る等の責務、③関係者等が基幹統計の作成に当たって資料の提供、調査、報告その他の協力を行う責務の3つ。

⇒ 行政機関等の責務として、行政データ（行政機関等の職員が職務上作成し又は取得した情報）の積極的な活用を促す責務規定を新設できないか。

【国の実施する統計調査の承認基準において行政データとの重複を排除できないか】

現状：承認基準に「他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること」は存在。

⇒ 「行政データとの重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること」を承認の基準に加えられるか。

第3条の2

行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等の責務等

- ✓ 行政機関等は、第3条の基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有する。
- ✓ 公的統計を作成する行政機関等は、情報の提供その他の活動を通じて、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関し国民の理解を深めるとともに、公的統計の作成に関し当該公的統計を作成する行政機関等以外の行政機関等その他の関係者並びにその他の個人及び法人その他の団体の協力を得るよう努めなければならない。
- ✓ 基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならない。

改正案

行政機関等が行政データの積極的な活用を促す責務規定を新設できないか。

第10条及び第20条

国の実施する統計調査の承認の基準

【基幹統計調査】

- ✓ 調査対象範囲や調査事項等が基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること。
- ✓ 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
- ✓ 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

【一般統計調査】

- ✓ 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
- ✓ 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

改正案

行政データとの重複が合理的と認められる範囲を超えていないことを加えられるか。

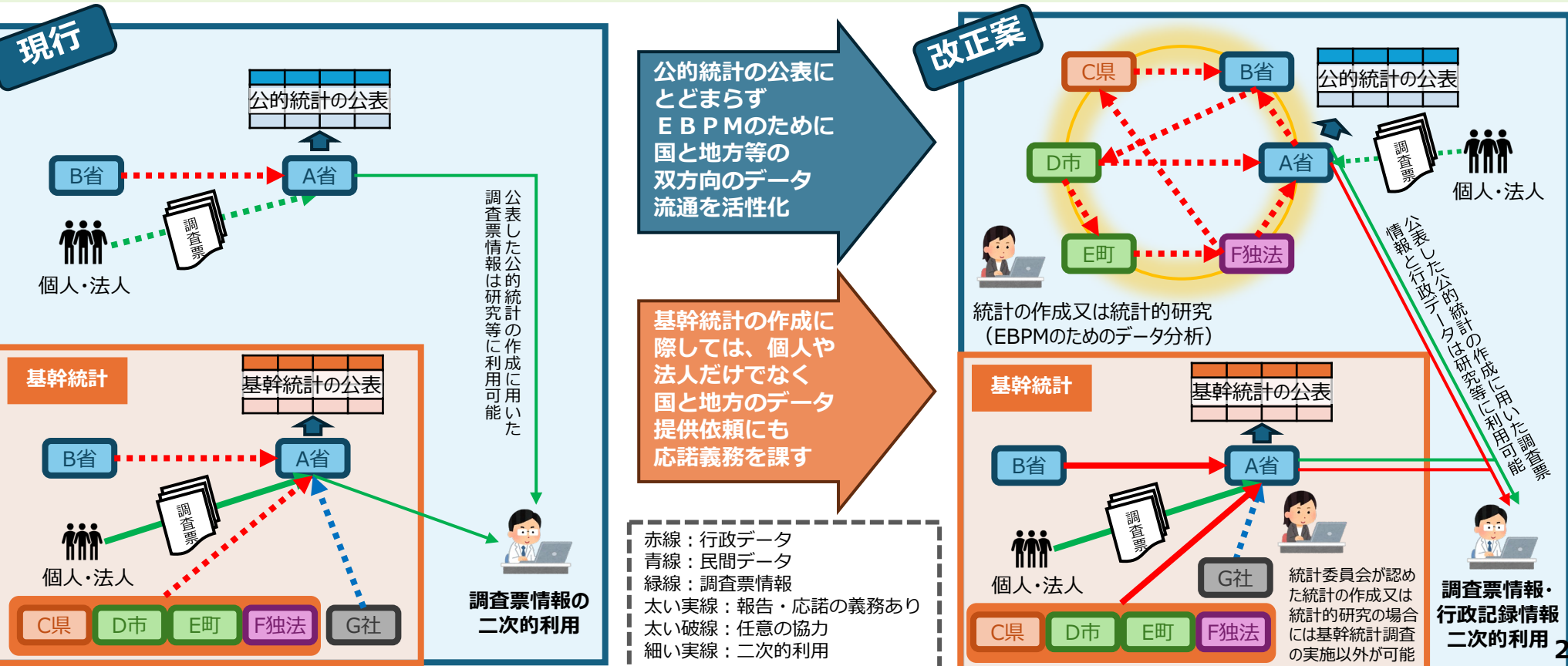
方向性2 行政データと民間データの流通の拡大

【統計データの流通の拡大】

現状：行政機関が公表を前提とした統計を作成する際に、他の行政機関への行政記録情報の任意の提供依頼が可能。
 ⇒ 必ずしも公表を前提としない政策立案のための統計の作成又は統計的研究にも対象を拡大。
 ⇒ 国の機関に閉じず、行政機関等全体で、双方向で行政データの任意提供依頼の規定を措置。

【基幹統計の作成に向けた連携の強化】 ※統計委員会が認めれば新たな統計の開発などに向けて試行的に活用する場面も含む。

現状：個人や法人に報告義務を課した調査を実施する一方で、行政機関等への行政データの提供依頼は任意応諾。
 ⇒ 行政機関が他の行政機関等に行政データの提供依頼を行った場合、当該他の行政機関等は、行政上の又は個人・企業の活動における特別の支障がない限り、応諾するものとする（守秘義務との関係性の整理）。



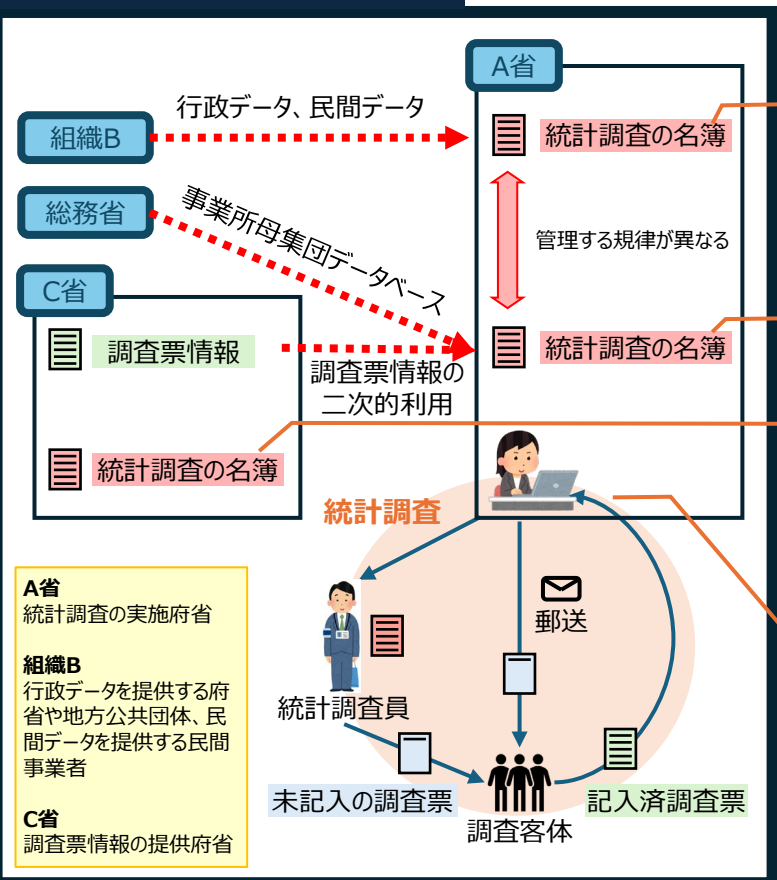
方向性3 名簿情報の法的位置づけの明確化

【統計調査の調査票を配布する際の名簿情報の明確化】

現状：統計調査の調査票を配布する際の名簿情報の統計法上の位置づけは必ずしも明確ではない。名簿には調査で知り得たことや、郵送等で回答のあった調査票情報が追記されることも多いため、調査票情報と一体的な管理が望ましい。名簿が「調査票情報」に含まれると考えなければ運用上支障を来すが、定義規定からは含まれていると考えづらい。

⇒ 統計調査に係る名簿情報を作成するために行政データや民間データを受領した場合にはその情報管理規定を調査票情報と全く同様とする。また、名簿情報を他の統計調査の名簿情報に二次的に利用できる旨を明示的に規定する。

統計調査に係る名簿の作成



統計法第29条の規定ぶりからすると、国の行政データから名簿を作成する場合に同条を根拠とすることは行いづらい。地方の行政データや民間データについては情報管理規定が統計法に存在しない。元のデータの管理・保護規定を引き継いだり、個人情報保護法等によるものと考えられている。

⇒ 名簿作成を目的として受領した情報を統計法上に位置づけ、調査票情報と同じ情報管理規定、守秘義務規定とする。

事業所母集団データベースや調査票情報から名簿を作成した場合は統計法に基づいて管理され、守秘義務がある。

統計調査の名簿の作成のために他の統計調査の調査票情報が利用できることとされているが、他の統計調査の名簿を利用できるとした規定はない。

⇒ 名簿情報を他の統計調査の名簿情報に二次的に利用できる旨を明示的に規定。

督促のために回答状況や調査票情報を名簿に反映する場合もある。この場合、名簿にあらかじめ記載された情報と調査票情報が混在することになる。

⇒ 名簿情報も調査票情報と同じ情報管理規定、守秘義務規定として一体的に管理が可能。

統計法(平成19年法律第53号)抄

(定義)

第2条(略)

2~10(略)

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録されているものをいう。

12(略)

(協力の要請)

第29条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2,3(略)

(調査票情報の二次利用)

第32条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
- 二 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第33条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二(略)

2~4(略)

方向性 4 情報管理・目的外利用の禁止・守秘義務規定の整備

【法的に新たに位置づけられる情報の管理規定、目的外利用の禁止規定及び守秘義務規定の拡大】

現状：調査票情報等（調査票情報、事業所母集団DB及び行政記録情報）の適正管理義務、目的外利用の禁止及び取扱従事者の守秘義務が存在。また、守秘義務違反の処罰規定及び図利目的による調査票情報等の利用の処罰規定が存在。
 ⇒ 行政機関等には、統計作成目的取得情報（調査票情報、名簿情報、事業所母集団DB、行政データ及び民間データ）の適正管理義務を課し、目的外利用を禁止し、取扱従事者への守秘義務を課す。また、守秘義務違反の処罰規定及び図利目的による調査票情報等の利用の処罰規定もこれに応じて拡大させる。



情報管理、目的外利用の禁止及び守秘義務の対象範囲を拡大

統計法第39条及び第42条に規定する適正管理義務、第40条に規定する目的外利用の禁止、第41条及び第43条に規定する守秘義務は、調査票情報等の取扱いについて、以下を定めている。法的な位置づけを持つ情報が増えることに伴い、統計作成目的取得情報にもこれらの規定を置く。

- ✓ 情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。
- ✓ 統計法に規定する目的以外の目的のために、自ら利用し、又は提供してはならない。
- ✓ 情報の取扱いに従事する者又は従事していた者は業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

対象となる情報	行政機関等が統計調査に係る名簿を作成する場合		行政機関等が統計の作成又は統計的研究を行う場合		研究者等が統計の作成又は統計的研究を行う場合	
	現行法	改正後	現行法	改正後	現行法	改正後
調査票情報	措置あり	措置する	措置あり※1	措置する※1	措置あり	措置する
名簿情報	概念なし	措置する	概念なし		概念なし	
事業所母集団DB	措置あり	措置する	措置あり	措置する		措置する
国の行政データ		措置する	措置あり※2	措置する		措置する
地方の行政データ		措置する	措置なし※3	措置する		措置する
独法等の行政データ		措置する	措置なし※3	措置する		措置する
民間データ		措置する	措置なし※3	措置する※3		

※1 自らが行った統計調査に係る調査票情報については国、都道府県、政令市、日銀のみに適用がある。
 ※2 この欄では国の行政データ（行政記録情報）を受領できるのは国（府省）に限られる。
 ※3 この欄では、国が基幹統計を作成する場合についてのみ考えており、それ以外の統計は考慮していない。

統計法（平成19年法律第53号）抄

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一（略）
- 二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2（略）

第59条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第62条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

行政データの二次的利用については、元々統計作成目的で取得された情報ではないため、利用の可否や提供先の範囲、提供内容は提供元の行政機関等と事前に協議する。民間データの二次的利用は行わない。

行政データの二次的利用を当該行政データの提供元の行政機関等が提供先の行政機関等に許可する場合には、二次的利用によって提供を受けた者にも、図利目的による利用への罰則規定を措置する。